

## 国民健康保険の高齢受給者証の誤発行及び手続の遅延について

### 1 概要

平成 25 年 8 月から 26 年 7 月まで有効な国民健康保険高齢受給者証（70 歳～74 歳に適用、以下「高齢受給者証」といいます。）について、所得区分の判定誤りにより、医療機関の窓口での自己負担割合が本来「3 割」負担の方に対して、誤って「1 割」負担の高齢受給者証を発行してしまいました。

### 2 発生状況

中区では年間約 740 件の高齢受給者証の発行がありますが、7 月の定期更新前に、前年の収入状況から 3 割負担と想定される方に対して更新申請をしていただき、自己負担割合を決定しています。

25 年 7 月に申請を受理した 58 名分のうち 9 名の方に、誤った負担割合（1 割）の高齢受給者証を発行しており、その方たちが医療機関の窓口で支払った 1 割分と本来の自己負担割合の 3 割分との差額が生じました。

### 3 発生原因及び今後の対応

当時の担当者が、9 名の方に対して自己負担割合の判定を誤るとともに、副担当者、点検担当者のトリプルチェック及び上司の決裁を得ないまま高齢受給者証を発行したものです。

これにより生じた差額（26 年 7 月末時点で把握している合計額 677,258 円）については、お支払の方法等を含めて御相談させていただきます。（内訳については裏面参照）

### 4 経過

平成 26 年 8 月 14 日（木）10:00 頃 26 年度の新担当者が昨年度のファイルを見たところ、決裁されていない 58 件の申請書を発見し係長に報告しました。

同日（木）10:15 頃 係長と担当で申請書の内容を再度確認したところ、所得区分の判定に疑いがあるものが 9 件見つかりました。

同日（木）15:00 頃 課税関係資料と照合した結果、判定が誤っていることを確認しました。

同日（木）16:00 頃 該当の 9 名に連絡をし、連絡がとれた方には事情を説明し、謝罪しました。連絡がとれない方についても引き続き事情の説明と謝罪を行います。

### 5 再発防止策

- （1）定められた副担当者、点検担当者のトリプルチェックを徹底します。
- （2）事務マニュアルを事故防止の観点から見直します。

裏面あり

被保険者毎の差額一覧（平成26年7月末時点で把握している金額）

被保険者	差額 (円)
A 様	12,710
B 様	128,624
C 様	17,676
D 様	153,878
E 様	16,558
F 様	58,486
G 様	115,488
H 様	42,812
I 様	131,026
合計	677,258

〈参考〉

・国民健康保険の高齢受給者証

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、保険証とは別に高齢受給者証が交付されます。70歳の誕生日の翌月から（誕生日が1日の方は当月から）使用でき、世帯の所得状況等により、医療機関の窓口での自己負担割合が1割、2割、3割となる医療証です。

高齢受給者証は毎年負担割合の判定をおこない、負担割合が変わる場合は受給者証が更新されます。

・自己負担割合の判定（平成26年度の場合）

負担割合	判定基準
3割	<p>1 住民税課税所得による判定 国民健康保険に加入している70歳以上の方（以下高齢者）の所得が基準以上。その方が世帯に1人でもいる場合は同じ世帯に属する高齢者の方も3割負担となります。（例：所得のない配偶者等も3割負担となります） 所得基準：住民税の課税標準所得が145万円以上 ※住民税課税所得による判定で自己負担3割とされた方も収入額による判定等で条件が整えば、1割または2割と判定されます。</p> <p>2 収入額による判定 高齢者全員の収入額合計が以下の場合申請により1割または2割となります。 ・高齢者が1人の世帯 383万円未満 ・高齢者が2人以上の世帯 520万円未満</p> <p>3 住民税課税所得・収入額以外の判定 1、2の判定で3割負担とされた方も以下の条件をすべて該当される場合は申請により1割または2割となります。 ①高齢者が1人である ②同一世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方がいる（移行した日から継続して同一世帯に属している方にかぎります） ③ ①の方と②の対象となる方全員の収入合計が520万円未満である</p>
2割	平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎え、3割負担とならない方
1割	平成26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎え、3割負担とならない方

お問合せ先

中区保険年金課長 山田 伸也 Tel 045-224-8310